

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正
鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理審議会設置条例の一部改正
みつばちについての腐蝕病予防に関する規則
河川法を準用すべき河川に認定した区域に対し河川法の規定を準用する規則
鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇ 訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部改正
- ◇ 告示 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区定款変更認可
建設業者の登録まつ消
建設業者の変更登録
自衛官（陸上、海上、航空）採用試験の期日等
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集

條例

- ◇ 公安告示 風俗営業取締法施行条例による申請書等の様式
- ◇ 公告 教科書展示会の開催

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十五号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

この条例は、公布の日から施行する。

に改める。

附 則

鳥取県黒坂警察署	日野郡黒坂町	日野郡のうち黒坂町、大宮村、阿毘縁村、伯雨町、多里村、福栄村、石見村、根雨町
鳥取県溝口警察署	日野郡溝口町	西伯郡のうち岸本町、日野郡のうち溝口町、江府町
鳥取県境港警察署	西伯郡境港町	西伯郡のうち境港町
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、果村、春日村、大高村、日吉津村、大和村、淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、名和町、逢坂村
鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大栄町、由良町、東伯町、赤碕町、中山村
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち泊村、羽合町、北条町、東郷町、三朝町、関金町
鳥取県宝木警察署	気高郡宝木村	気高郡
鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	八頭のうち智頭町、用瀬町、佐治村
鳥取県那家警察署	八頭郡那家町	八頭郡のうち那家町、中私都村、上私都村、河原町、船岡町、安部村、八東村、丹比村、若桜町

別表中

鳥取県那家警察署	八頭郡那家町	八頭郡のうち那家町、中私都村、上私都村、国英村、河原町、散岐村、八上村、西郷村、船岡町、安部村、八東村、丹比村、若桜町
鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	八頭郡のうち智頭町、大村、用瀬町、佐治村、社村
鳥取県宝木警察署	気高郡宝木村	気高郡
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち泊村、羽合町、北条町、灘手村、東郷町、三朝町、関金町
鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大誠村、栄村、由良町、東伯町、赤碕町、下中山村、上中山村
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち天津村、大国村、法勝寺村、上長田村、東長田村、手間村、賀野村、果村、春日村、大高村、日吉津村、大和村、淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、名和町、逢坂村
鳥取県境港警察署	西伯郡境港町	西伯郡のうち境港町
鳥取県溝口警察署	日野郡溝口町	西伯郡のうち幡郷村、大幡村、日野郡のうち溝口町、江府町、八郷村
鳥取県黒坂警察署	日野郡黒坂町	日野郡のうち黒坂町、大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福栄村、石見村、根雨町

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理審議会設置
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十六号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理
審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理審議会設置
条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第五号）の一部を次
のように改正する。

第四条中「三十二人」を「三十五人」に改める。

第六条第一項第一号から第九号までを次のように改め
る。

- 一 総務部長
- 二 土木部長
- 三 県議会議員 六人
- 四 鳥取市長
- 五 鳥取市議会議員 六人

- 六 鳥取市の吏員 一人
 - 七 地区内土地所有者 四人
 - 八 学識経験者その他 十五人
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

規 則

みつばちについての腐蛆病^そ予防に関する規則をここに公
布する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十六号

みつばちについての腐蛆病^そ予防に関する規則
家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）及
びみつばちについての腐蛆病^そにつき家畜傳染病予防法の
規定の一部を準用する政令（昭和三十年政令第六十号）
に基きこの規則を定める。

第一条 知事が指定する県外の区域から、みつばちその
死体、又は腐蛆病^その原体をひろげるおそれがある物品
の移入を禁止する。但し、蜂群を移出する都道府県の
検査済であることを証明する標識が各巣箱ごとにはり
付けられており、その所有者、又は管理者が当該蜂群
について検査をうけた旨を記載した書面を携帯するも
の、及び船車に積載のまま通過するものは、この限り
でなし。

第二条 知事が指定する区域においては、みつばちその
死体又は腐蛆病^その病原体をひろげるおそれがある物品
のその区域外との出入又はその区域内での移動を禁止
する。但し、船車に積載のまま通過するもの、及び家
畜防疫員の指示により移動するものは、この限りでな
し。

第三条 前二条の区域の指定は告示をもつてする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、昭和三十年六月三十日限りその効力を

失う。

河川法を準用すべき河川に認定した区域に対し河川法の
規定を準用する規則をここに公布する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十七号

河川法を準用すべき河川に認定した区域に
対し河川法の規定を準用する規則

昭和三十年五月二十四日鳥取県告示第百五十八号で河
川法を準用すべき河川に認定した区域に対しては、河川
法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）第 条の規定
による外河川法第六條本文第七條第九條乃至第十一條、
第十五條、第二十九條乃至第三十二條及び第四十八條の
規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中三十七を次のように改める。

三十七 保母試験手数料 五百円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十三号

庁 中 一 般
各 解

鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

別表一中「課名記号表」を「課局名記号表」に、「課名 記号」を「課局名 記号」に改め、「砂防課 砂」の次に「電源開発局 電」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂
退任した役員の名及び住所

北条川土地改良区

監事 日置 吉太郎 東伯郡北条町大字島

有 福 諒 藏 大字米里

下山村中井手土地改良区

監事 西山 易 雄 中山村大字栄田

前 田 貞 次 郎 大字田中

大井手土地改良区

監事 宮 脇 善 継 鳥取市古海

森 下 友 五 郎 晚 稻

就任した役員の名及び住所

北条川土地改良区

監事 日置 吉太郎 東伯郡北条町大字島

有 福 諒 藏 大字米里

下山村中井手土地改良区

監事 西山 易 雄 中山村大字栄田

前 田 貞 次 郎 大字田中

大井手土地改良区

監事 宮 脇 善 継 鳥取市古海

米 沢 義 幸 秋 里

鳥取県告示第二百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、東小鹿土地改良区の定款変更について、昭和三十年五月二十日認可した。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百六十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から、次のように登録をまつ消した。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ、消年月日
 鳥取県知事登録 (ろ)第二六二号 昭和二十八年 吉村組 鳥取市西品治町六二四ノ一 吉村 秀義 昭和三十年四月二十一日

鳥取県告示第二百六十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年五月十日変更登録した。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 (は)第八六号 昭和二十九年 中央建設株式会社 八頭郡河原町大字渡一木二六五 (新) 取締役社長 尾崎 信一

第一四四号 三月十日 富士建設株式会社 (新) 米子市方能町三八 (旧) 道笑町二丁目一九四 太田実太郎 中本 正治

鳥取県告示第二百六十四号

自衛官(陸上、海上、航空)の欠員補充に伴う第一回試験の試験期日及び試験場を次のとおり決定したから自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条の規定により告示する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験日時及び試験場

試験場 試験場の位置
 米子試験場 米子市兩三柳米子駐とん部隊
 鳥取試験場 鳥取市本町一丁目 遷喬小学校
 試験日 時
 昭和三十年六月三日 午前八時三十分から
 六月五日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

一日 時 昭和三十年五月三十日 午前十一時

一 場所 鳥取教育委員会 会議室

一 議題 事務局人事について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

風俗営業取締法施行条例(昭和三十年三月二十八日鳥取県条例第三号)の施行に伴い申請書及び届書の様式を次のように定める。

昭和三十年五月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

一 風俗営業取締法施行条例第四条に基づく許可申請については、別記様式第一号

二 同条例第六条に基づく許可更新申請については、別記

別記様式第六号

- 三 同条例第八条に基く許可事項の変更許可申請については 別記様式第二号乃至第五号
- 四 同条例第九条に基く届出については 別記様式第七号
- 五 同条例第十条に基く使用人の雇用並びに解雇届については 別記様式第八号及び第九号
- 六 同条例第十一条に基く承継許可申請については 別記様式第十号
- 七 同条例第十二条に基く許可証再交付申請については 別記様式第十一号
- 八 同条例第十三条及び第十四条に基く、廃業死亡及び休業の届については 別記様式第十二号乃至第十四号
- 九 同条例第二十九条第一号に基く営業時間の延長承認申請については 別記様式第十五号
- 十 同条例第三十三条第三号に基く競技会開催承認申請については 別記様式第十六号
- 十一 同条例第三十四条に基く組合(団体)の組織届については 別記様式第十七号

別記様式第一号

風俗営業許可申請書

申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日	法定代理人の姓名、住所、氏名、生年月日	事務所の所在地、代表者の姓名、生年月日	住所、氏名、生年月日	管理者設置の場合はその本籍、住所、氏名及び生年月日	営業所の所在地	営業場の種類	遊技場の場合はその種類及び方法並びに料金の徴収方法	営業所の構造設備の概要	名称又は屋号 入場券(ダンスホール、キヤバ)に限る	営業開始の予定期日	営業家屋、施設又は場所が他人の所有であるときはその承諾書	右のとおり風俗営業()の關係書類を添えて申請します。	昭和 年 月 日	右 氏 名	鳥取県公安委員会 御中
定款の写は別紙のとおり			別紙のとおり		方法、料金徴収方法は別紙のとおり		別紙のとおり		右を○某が○営業のため使用することを承諾する。		昭和 年 月 日		右 氏 名		鳥取県公安委員会 御中

別記様式第二号

営業所移転許可申請書

営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日	法人の場合の名称、事務所所在地、代表者の姓名、生年月日	住所、氏名、生年月日	管理者のある場合はその本籍、住所、氏名及び生年月日	新営業所の所在地	旧営業所の所在地	許可の年月日及び番号	営業の種別	新営業所の構造設備の概要	名称又は屋号 入場券(ダンスホール)に限る	営業開始の予定期日	営業用家屋、施設又は場所が他人の所有であるときはその承諾書	右を○某が○営業のため使用することを承諾する。	昭和 年 月 日	右 氏 名	鳥取県公安委員会 御中
管理者変更許可申請書		右のとおり管理者を変更したので許可下さいますより許可証を添えて申請します。		昭和 年 月 日		右 氏 名		鳥取県公安委員会 御中							

別記様式第三号

管理者変更許可申請書

営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日	法人の場合の名称、事務所所在地、代表者の姓名、生年月日	住所、氏名、生年月日	新管理者の本籍、住所、氏名及び生年月日	旧管理者の本籍、住所、氏名及び生年月日	管理者を置く営業所の名称(屋号)及び所在地	営業の種別	許可の年月日及び番号	右のとおり管理者を変更したので許可下さいますより許可証を添えて申請します。	昭和 年 月 日	右 氏 名	鳥取県公安委員会 御中
--------------------	-----------------------------	------------	---------------------	---------------------	-----------------------	-------	------------	---------------------------------------	----------	-------	-------------

別記様式第四号

営業種別変更許可申請書	営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日 法人の場合は名称、事務所所在地、代表者の住所、氏名及び生年月日 管理者を置くときはその本籍、住所、氏名及び生年月日 旧営業所所在地、営業種別、名称又は屋号 新営業種別、名称又は屋号 遊技場の場合はその種類、方法、料金の徴收方法 営業所の構造設備の概要	遊技方法、料金徴收方法は別紙のとおり 別紙のとおり	営業開始の予定期日 営業用家屋、施設又は場所が他人の所有であるときはその承諾書 右のとおり営業種別を変更したいので許可下さいますよう関係書類及び許可証を添え申請します。 昭和 年 月 日 鳥取県公安委員会 御中 右氏 名 ㊟
-------------	--	------------------------------	---

別記様式第五号

営業所構造設備増(改)築、変更許可申請書	営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日 法人の場合は名称、事務所所在地、代表者の住所、氏名及び生年月日 管理者のある場合はその本籍、住所、氏名及び生年月日 営業所の所在地、許可の年月日及び番号 営業の種別 構造設備の増(改)築、変更等申請目的の詳細	別紙平面図並びに概要のとおり	名称又は屋号 入(場)場(定)員 (キヤバ)レ、ダンスホールに限る 営業開始の予定期日 営業用家屋、施設又は場所が他人の所有であるときはその承諾書 (必要ある場合に限る) 右のとおり構造設備の増(改)築変更をしたいので許可下さいますよう関係書類及び許可証を添え申請します。 昭和 年 月 日 鳥取県公安委員会 御中 右氏 名 ㊟
----------------------	--	----------------	---

別記様式第六号

遊技場営業許可更新申請書	営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日 法人の場合は名称、事務所所在地、代表者の住所、氏名及び生年月日 管理者のある場合はその本籍、住所、氏名及び生年月日 営業の種別 許可の年月日及び番号 別添証明書等の名称	右のとおり営業許可の更新を受けたいので娯楽施設利用税に対する証明書並びに許可証を添えて申請します。 昭和 年 月 日 鳥取県公安委員会 御中 右氏 名 ㊟
--------------	--	--

別記様式第七号

風俗営業(管理者の本籍、住所)変更(改正)届	営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日 法人の場合は名称、事務所所在地、代表者の住所、氏名及び生年月日 許可の年月日及び番号 営業の種別 変更又は改正された届出事項	右のとおり変更(改正)したので許可証を添えお届けします。 昭和 年 月 日 鳥取県公安委員会 御中 右氏 名 ㊟
------------------------	---	---

別記様式第十号

風俗営業承継許可申請書

譲渡人本籍、住所、氏名及び生年月日	
譲受人本籍、住所、氏名及び生年月日	
譲渡人との続柄	
営業所所在地	
営業の種別 (遊技場は方法並びに料金徴収方法)	方法、料金徴収方法は別紙のとおり
営業所の構造設備の概要	別紙のとおり

名称又は屋号
営業開始予定期日
営業用家屋、施設又は場所が他人の所有であるときはその承諾書

右を○某が○○営業のため使用することを承諾する
昭和 年 月 日

住所 右所有者 氏 名
右のとおり風俗営業()を承継したいので許可下さいませ。より構造設備の図面並びに許可証を添え連署の上申請します。

昭和 年 月 日

右 譲渡人 氏 名
鳥取県公安委員会 御中

名 名
印 印

別記様式第十一号

風俗営業許可証再交付申請書

営業者の住所、氏名及び生年月日	
営業所所在地	
営業種別	
名称又は屋号	
許可の年月日及び番号	
申請理由	

右のとおりにつき許可証再交付下さいますより申請します。

昭和 年 月 日

右 氏 名
鳥取県公安委員会 御中

名 名
印 印

別記様式第八号

使用人雇用届

営業者の住所、氏名及び生年月日	
営業所所在地	
営業種別、名称又は屋号	
使用人の本籍、住所、氏名及び生年月日	
雇用年月日	

右のとおり雇用しようと思しますのでお届けします。

昭和 年 月 日

警察署長殿 右 氏 名
印 印

別記様式第九号

使用人解雇届

営業者の住所、氏名及び生年月日	
営業所所在地	
営業種別、名称又は屋号	
使用人の本籍、住所、氏名及び生年月日	
解雇年月日	

右のとおり解雇したのでお届けします。

昭和 年 月 日

警察署長殿 右 氏 名
印 印

別記様式第十六号

競技会開催承認申請書

主催者の住所、職業、氏名及び生年月日	
開催の場所及び日時	
競技の種類及び方法並びに料金の徴収方法	
賞品を提供するときはその概要	
参加予定人員	

右のとおり競技会を開催したいので承認下さいますようお願いいたします。

昭和 年 月 日

右氏 名

鳥取県公安委員会 御中

別記様式第十七号

組合(団体)組織届

名 称	
組、織 年 月 日	
事 務 所 所 在 地	
組合(団体)員数、住所、職業及び氏名	
目 的	
代表者の職業、住所、氏名、生年月日及び経歴の概要	

右のとおり組合(団体)を組織したので規約(定款)の写を添えお届けします。

昭和 年 月 日

右代表者氏 名

鳥取県公安委員会 御中

公 告

昭和三十一年度使用教科書展示会を次のとおり開催する。

昭和三十年五月二十七日

鳥 取 県 教 育 委 員 会

一 期 間 昭和三十年六月二十五日(土)から昭和三十年七月一日(金)まで 毎日午前八時三十分から午後四時三十分まで

二 展示会場名

番号	会 場 名	所 在 地	会 場 責 任 者	学校見本の種別割当数	展示会の期間
1	鳥取市日進小学校	鳥取市吉方	日進小学校長 巽 一雄	小 三	六月二十五日(土)七月一日(七日間)
2	岩美郡本庄小学校	岩美郡岩美町	本庄小学校長 谷口 完三	一	
3	気高郡浜村小学校	気高郡浜村町	浜村小学校長 細谷 初夫	〃	
4	八頭郡育英小学校	八頭郡郡家町	育英小学校長 柿坂 黎介	二	
5	倉吉市成徳小学校	倉吉市仲之町	成徳小学校長 山田 堯明	〃	
6	東伯郡八橋小学校	東伯郡東伯町	八橋小学校長 豊島吉十郎	〃	
7	米子市啓成小学校	米子市角盤町一丁目	啓成小学校長 後藤 貞幸	三	

8	西伯郡中浜小学校	西伯郡境港町中浜	中浜小学校長	安田 忠久	"	"	"	"
9	日野郡根雨小学校	日野郡根雨町	根雨小学校長	井上 利祐	"	"	"	"
10	日野郡日野上小学校	日野郡日野上村	日野上小学校長	佐々木 弘	"	"	"	"
11	鳥取市北中学校	鳥取市東町	北中学校長	白岩 庄市中	"	"	"	"
12	気高郡浜村中学校	気高郡浜村町	浜村中学校長	田中 義広	"	"	"	"
13	八頭郡中央中学校	八頭郡郡家町	中央中学校長代理	保本 本壽生	"	"	"	"
14	倉吉市河北中学校	倉吉市上井	河北中学校長	小椋 留一	"	"	"	"
15	東伯郡緑ヶ丘中学校	東伯郡由良町	緑ヶ丘中学校長	山田 満太郎	"	"	"	"
16	米子市第三中学校	米子市愛宕町	第三中学校長	柴野 献	"	"	"	"
17	日野郡根雨中学校	日野郡根雨町	根雨中学校長	川崎 仁	"	"	"	"
18	日野郡日野上中学校	日野郡日野上村	日野上中学校長	加藤 止郎	"	"	"	"
19	鳥取西高等学校	鳥取市東町	鳥取西高等学校長	花房 壽美太	高	三	"	"
20	倉吉東高等学校	倉吉市堺町二丁目	倉吉東高等学校長	貝山 秀一郎	"	"	"	"
21	米子西高等学校	米子市錦町一丁目	米子西高等学校長	長谷川 節夫	"	"	"	"
計	小学校会場 中学校会場 高等学校会場	一 三八〇	合計	二一会場				

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所